

**H23年度 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業**

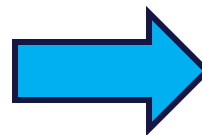
**（建築物に係るもの）**

**～補助事業の概要～**

※詳細は、公募要領をご確認願います。

## 補助対象

建築物**高効率エネルギーシステム**  
（空調、給湯、照明及び断熱部材等）  
を建築物に導入する場合



経費の1/3以内を補助

### 【補助となる建物】

民生用の建物が対象です。



### 対象者

企業（団体等を含む）  
大学等  
地方公共団体  
個人

### 【補助対象とならない建物】

工場、倉庫、畜舎、など産業用の建物は対象外です。

# （建築物に係るもの）

## 補助対象設備



## 補助のしくみ

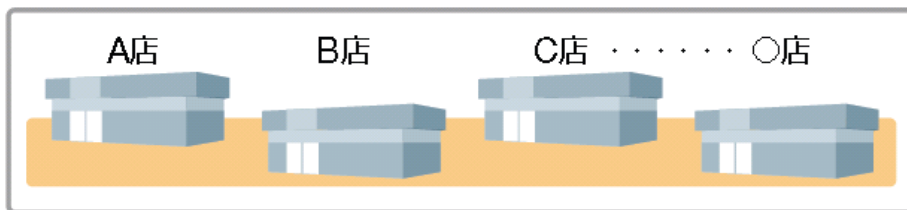


## 申請区分

### ■ 建物一棟での申請

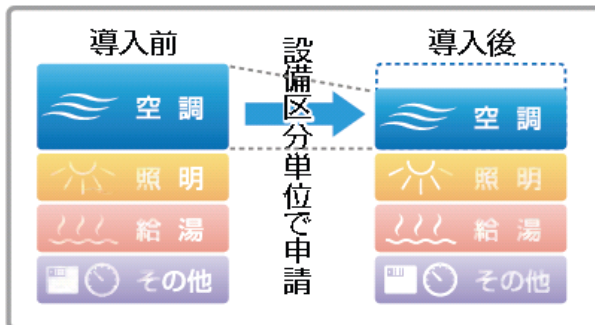


### ■ 同一業態・複数店舗の一括申請



同一オーナーがチェーン店のような同一業態の店舗において、同様の省エネ施策を行う場合

### ■ 設備区分単位での申請(既築)



設備区分単位でのエネルギー計量ができていること。  
(BEMS等を導入し、見える化を達成していること。)

# (建築物に係るもの)

## 補助要件・条件

補助対象事業者

建築主等(所有者)、法人格を有する管理組合法人、ESCO事業者、リース事業者等

補助対象事業

建築物高効率エネルギーシステムをオフィスビルなどの民生用建築物に導入する事業で、以下の要件を満たすもの

- 新築・増築・改築:建物全体の標準年間エネルギー消費量を25%程度削減できること
- 既築: <建物一棟での省エネルギー事業の場合>
  - ・2種以上の設備区分(空調・給湯・照明・その他)に省エネルギーシステムを導入すること
  - ・建物全体のエネルギー消費量を25%程度削減できること<設備区分単位での省エネルギー事業の場合>
  - ・設備区分単位でエネルギー計量ができていること
  - ・対象となる設備区分のエネルギー消費量が建物全体のエネルギー消費量の30%程度であること
  - ・対象となる設備区分のエネルギー消費量を30%程度低減できること
- システム導入後、省エネルギーに関する報告が可能なこと

補助率

1/3以内(上限なし)

補助期間

原則単年度 ※事業工程上単年度では事業完了が不可能な場合に限り最長2年間までを補助対象期間とする  
※緊急節電対策に関しては、事業完了日は8月31日までとする

# (建築物に係るもの)

## 導入例

### 熱源付帯設備

- ・ 冷却塔制御
- ・ フリークーリング

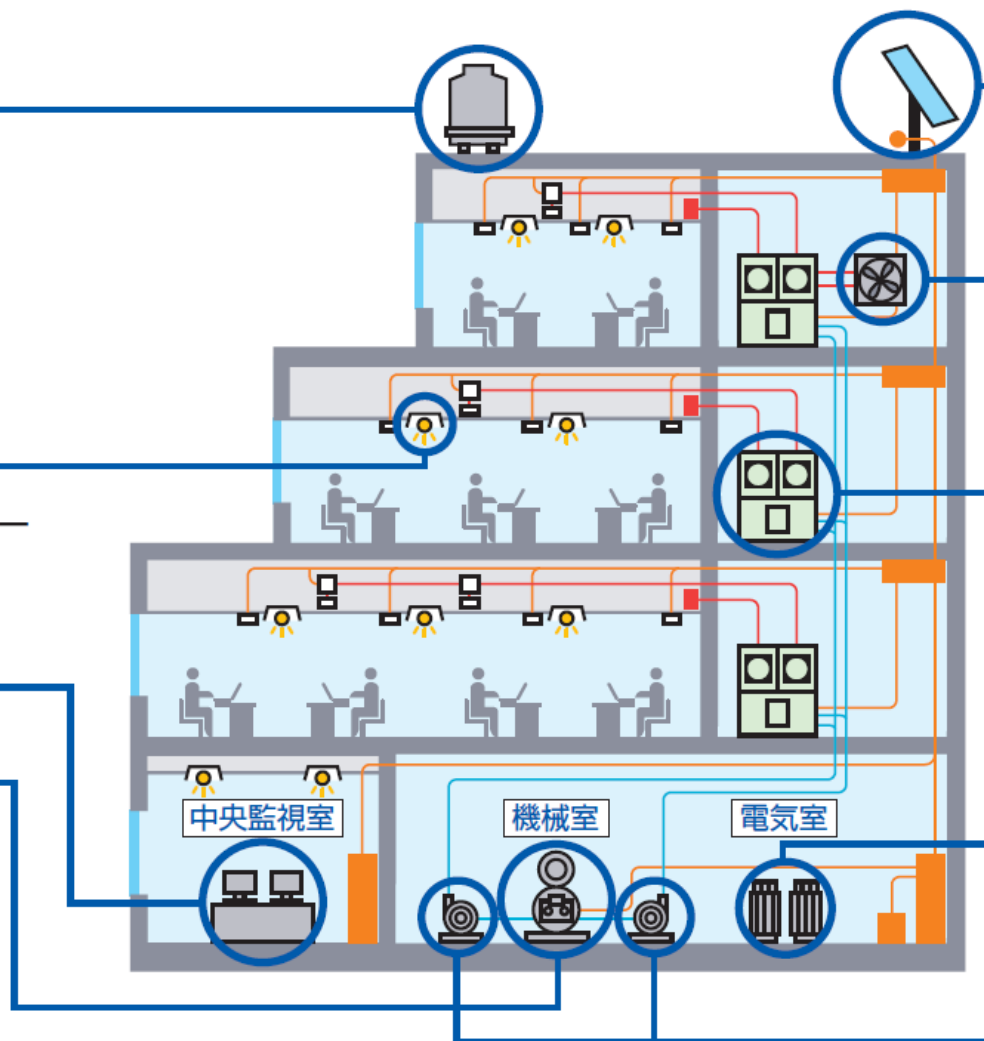
### 照明設備

- ・ 照度センサー、人感センサー
- ・ 高効率照明器具

### BEMS導入

### 熱源

- ・ 高効率機器  
(冷凍機・ボイラ・EHP・GHP・エアコン・  
冷凍／冷蔵設備等)
- ・ コージェネ、熱回収等  
複数のシステム組合せ



### 太陽熱利用

- ・ 暖房+給湯
- ・ 給湯+コージェネ

### 換気

- ・ インバータファン
- ・ 全熱交換機

### 空調

- ・ 変风量制御
- ・ CO<sub>2</sub>制御
- ・ 外気冷房
- ・ 空調機インバータ制御

### 受変電設備

- ・ 高効率トランス

### ポンプ

- ・ 大温度差送水
- ・ ポンプインバータ制御